

講習会後の追加質問一覧

番号	質問	回答
1	「第一種特定製品の管理者は、複数の事業所を持つ事業者の場合は、法人単位で本社の1名がなる。」との説明であったが、第一種特定製品の使用等を管理する責任を有する者として、1名を決めればよいということでしょうか。社長が該当するということでしょうか。担当課長が該当するということでしょうか。	管理者とは、個人の場合もありますが、通常は法人が管理者です。社長とか担当者の個人ではありません。者となっていますが、家庭で第一種特定製品を使っている場合は、個人になりますが、法人の場合は、会社です。
2	法45条の2第1項により、第一種特定製品廃棄等実施者は、フロン回収業者に第一種特定製品を引き渡す場合を除き、引取証明書の写しまたは確認証明書の写しを交付しなければならないとあるが、第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充填回収業者でない者）に引き渡す場合の例外規定はどこ（何条何項）に記載がありますか。	施行規則48条の3第1項に記載されています。
3	本日の質問1で、数年の工事現場の仮設事務所でリースの場合は、機器の返却後の簡易点検記録の保管の義務はありますか。	機器の返却ということは、レンタル品の返却となりますので、点検記録簿の記録・保管義務は、リース会社になります。また、契約により機器管理（修理、廃棄等）の権限がユーザーにあった場合でも、返却により管理権限は、リース会社に戻りますので、記録・保管義務もリース会社に戻ります。
4	法人で支社が他都道府県にある場合でも本社で一人管理者を選出し、漏洩の報告も本社の都道府県で行えばよいですか。	法人単位での報告となりますが、1事業所において1,000トン-CO2以上の漏えいを生じた場合は、当該事業所に関する漏えい量について法人単位のもの併せて報告を行う必要があります。支社の算定漏えい量は、支社で把握する必要がありますが、本社で各支社の集計を行う義務があります。報告は、都道府県ではなく、国となります。スーパーなら経済産業省、医療法人なら厚生労働省、発行法人なら文部科学省になります。
5	旧社屋から新社屋に事務所が移り、解体予定の場合、簡易点検は必要でしょうか。使用していなければ、不要でしょうか。	フロン類が回収されるまでは、簡易点検が必要です。ただし、定期点検（7.5kW以上）は、点検記録簿に休止中と記録しておけば、定期点検はその間やらなくても問題ありません。再運転の際に定期点検を実施すれば運転可能です。
6	算定漏洩量は充填をしなければ計算し、保管、報告の義務はないのでしょうか。（機器の入れ替えによる回収充填は対象外）	算定漏洩量に関しては、全事業所分の漏洩量を算定し1,000トン-CO2未満の場合は報告対象外です。ただし、第一種特定製品の管理者は、第一種特定製品ごとに点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録し保存する義務があります。機器の入れ替えは、機器廃棄となりますので、算定漏えい量の計算には含まれません。行程管理制度により、廃棄してください。
7	整備時（修理時）に冷媒を回収して破壊もしくは、再生する場合、廃棄時と同様に行程管理票を使用すべきでしょうか。使用しなくてもよいのでしょうか。行程管理票には、使用する場合はレ点を記入と書いてあります。	整備時に回収したフロン類の行程管理票は不要です。整備時にフロン類を再生、破壊した場合、第一種特定製品整備者は、第一種フロン類再生業者・第一種フロン類破壊業者から回付を受けた再生証明書・破壊証明書について、第一種特定製品の管理者への回付（遅滞なく）・写しの保存（3年間）が必要です。また整備時には、充填回収業者は、管理者へ回収証明書の交付が必要です。なお、古い行程管理票には、レ点で整備時を選択するようになっておりますが、使う必要はありません。使ってもよいですが、不要です。ただし、回収証明書は必ず交付しなければなりません。

質問回答一覧

番号	質問	回答
1	<p>【簡易点検について】</p> <p>①貸し事務所の備え付けのエアコンについて、簡易点検の実施者は、使用者、エアコンの所有者であるビルのオーナーどちらになりますか。</p> <p>②自社ビルで、エアコンを含むビルの管理を委託しており、委託されたビルの管理会社が簡易点検を実施し、点検記録簿を作成している。この場合、ビルのオーナーは、点検していることが確認できれば、その点検内容の詳細までを確認する必要はないですか。</p> <p>③仮設事務所でリース会社所有のエアコンを設置し、契約期間後に撤去するとき、点検記録簿をエアコンと一緒にリース会社に引き渡すが、この場合、こちらでも点検記録簿の写しを保管する義務はありますか。</p>	<p>①所有権を有しているビルのオーナーが管理者なので、ビルのオーナーが点検修理をする義務があります。</p> <p>②エアコンの管理者はあくまでも自社ビルの会社。簡易点検を委託会社に委託することは可能だが、管理責任はビルのオーナーにあるので、異常があったものの専門業者に依頼をしなかったりするとビルのオーナーの違反となります。</p> <p>③レンタルの場合は管理者はレンタル会社で、使用者は簡易点検や記録簿の保管の義務は一切ありません。ただし、リースの場合は契約の内容によって管理者が異なるので、契約書の記載内容によります。</p>
2	<p>【廃棄時に引き渡す書類について】</p> <p>第1種フロン類の充填回収業者への引渡（取次者1）とエアコンの廃棄物・リサイクル業者への引渡を委託された場合、廃棄物・リサイクル業者には、フロンが回収された証明書として、「回収作業報告書」「回収フロン破壊処理証明書」「第一種フロン類引取証明書」「行程管理票E票」のいずれかの写しを渡せば良いですか。また、こちら（取次者1）は、C票（委託確認書の写し）のほかに、これらのいずれかを保管すればよいですか。</p>	<p>「第一種フロン類引取証明書」と「行程管理票E票」は、どちらも同じものです。フロン類の引渡と回収済み機器の引渡は、別の行為です。フロン類の場合は、行程管理制度でE票が交付された時点で終了です。その後回収済み機器の処分する際は行程管理票E表の写しを廃棄物・リサイクル業者へ機器と一緒に渡す必要があります。同時に産業廃棄物のマニフェストも必要です。取次者は、E票の写しを保管する義務があります。取次者1はC票（委託確認書）とE票（引取証明書）の写しを保管する義務があります。ただしこの場合は取次者が1社しかない場合です。</p>
3	<p>コンビニなど、店舗にあるフロンが充填されている機器(修理や廃棄製品)を配送する際、充填回収業者の登録が無い運送会社が倉庫や産廃施設に運ぶのはフロン排出抑制法上罰則があるのでしょうか。</p> <p>※フロン回収は倉庫や産廃施設にて行うものとする。</p>	<p>修理のため修理工場へ機器を運搬する行為はフロン排出抑制法上の規制はありません。また、廃棄についても回収を行う場所へ運搬することに規制はありません。ただし、設置場所で回収を行った機器を産廃施設に運ぶ場合は、産廃業者に引取証明書の写しを機器と一緒に渡す必要があります。ただし、廃棄物処理法上の規制があるので注意が必要です。</p>
4	<p>フロンガスに、LPガスのように臭気をつけたり、もしもの漏洩時に気付きやすくする方策はあったりするのでしょうか。</p>	<p>機器メーカーが、異物を入れる（臭気をつける）事を好ましくないとして、保証されない事があります。また、油の中に蛍光剤を入れてブラックライトで確認できる様にして、油のにじみから漏えいを確認する方法もあるが、機器メーカーの保証外の場合もあるので注意が必要です。</p>
5	<p>建築物の修繕工事等（建設リサイクル法適用外）で、空調の改修工事がある場合、設置機器の事前確認書は必要ないのでしょうか。</p>	<p>建物の解体を伴う冷凍空調機器の廃棄時には事前確認書が必ず必要です。機器の修理や解体を伴わない入れ替えの場合は、事前確認書は不要です。建設リサイクル法は裾切りがあるが、フロン排出抑制法では裾切りがないため、建設リサイクル法の対象とはなっていない場合でも、解体等（一部解体を含む）が伴う場合は、事前確認は必要です。</p>
6	<p>法43条に関連して、第一種特定製品廃棄等実施者がフロン類の引渡を他の者に委託する場合、第一種フロン類充填回収業者に引き渡すのは、第一種フロン類引渡受託者の責務であり、第一種特定製品廃棄等実施者の責務ではないとの認識でよいですか。なお、第一種特定製品廃棄等実施者は、事前に該当する第一種フロン類充填回収業者を確認する必要はなく、第一種フロン類充填回収業者が交付する引取証明書で確認すればよいですか。</p>	<p>事前に充填回収業者の確認は不要です。回収の委託をした時点で廃棄等実施者の責務は残ります。すなわち、委託確認書を一番近い中間業者に交付したら30日以内に引取証明書の原本が廃棄等実施者に送付されてこない場合に限り、都道府県知事に報告する義務があります。法45条3項4項を参照ください。</p>